

## 行っ得！長崎のしまクーポン券Q&A

### Q1. 行っ得！長崎のしまクーポン券とは？

A1. 長崎県内の国境離島地域（対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町）での観光消費（宿泊・飲食・交通サービス）に利用可能な割引クーポン券です。

- ・適用範囲：1人1泊当たり5,000円、最大15,000円まで  
     ※対馬市では1人1泊当たり10,000円、最大30,000円まで
- ・割引適用：約23,000人泊分  
     以下の6市町のクーポン券毎に割引適用の人泊に制限があります。

（参考）クーポン券の名称

対馬市：行っ得！つしまクーポン券 壱岐市：行っ得！壱岐クーポン券

五島市：行っ得！五島クーポン券 新上五島町：行っ得！新上五島クーポン券

小値賀町：行っ得！小値賀クーポン券 佐世保市宇久：行っ得！宇久クーポン券

※クーポン券は当該クーポン券取扱店舗でのみ利用可能です。宿泊予約サイト及び旅行会社経由で予約した当該クーポン券取扱店舗での宿泊予約の場合は、現地精算でのみクーポン券の利用が可能です。（飲食店、交通サービスについても、現地精算でのみ利用が可能です。）

### Q2. クーポン券の交付対象者は？

A2. 長崎県観光連盟が実施する「しま旅旅行商品」フリープラン又は「わくわく乗船券」を利用して、令和2年8月1日以降に本土を出発し、長崎県内の国境離島地域（対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町）に来島する方が、所定の場所で申請することにより交付を受け、登録加盟店で利用することができます。

※当該クーポン券は予算上限に達し次第、その交付を終了します。「わくわく乗船券」の購入及びクーポン券の「引換券」をもって、クーポン券の交付をお約束するものではありません。

※上記利用者のうち、船中泊を伴う船（九州郵船の22時30分博多発→比田勝、野母商船の23時45分博多発→五島）で来島される場合は、8月1日の乗船日（島到着は8月2日）以降が対象です。

※対馬市では上記に加え、体験付き宿泊プランのオンライン予約決済者も交付対象

者となります。

Q3. なぜ対馬市は他地域よりもクーポン券の金額が大きいのか？

A3. 対馬市では韓国人観光客減少対策として令和2年4月から「行っ得！つしまクーポン券」を発行しています。今回は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける県内離島地域への誘客強化と消費喚起を図るため、他地域にもクーポン券の取組を拡充するものですが、対馬市においては、これまでのクーポン額に追加して実施することから、他地域の2倍のクーポン券の交付を受けることができます。

<令和2年7月31日以前に対馬市に到着された方>

1人1泊当たり5,000円、最大15,000円まで

<令和2年8月1日以降に対馬市に到着された方>

1人1泊当たり10,000円、最大30,000円まで

ただし、船中泊を伴う船（九州郵船の22時30分博多発→比田勝）で来島される場合は、8月1日の乗船日（島到着は8月2日）以降が対象です。

Q4. 交付されたクーポン券はどの地域でも利用することができるのか？

A4. クーポン券の交付を受けた地域と同一市町内の同クーポン券取扱加盟店でのみ利用することができるクーポン券です。そのため、交付を受けた地域と異なる市町では利用することができません。

(例)「わくわく乗船券（長崎ー福江港往復）」の利用の場合、交付を受けるのは五島市であり、五島市内の観光消費（宿泊・飲食・交通サービス）以外では利用することはできません。

Q5. 島民は利用できないのか？

A5. 観光客を対象とした取組であるため、島民（対象市町内に居住し、住民登録をしている方）は利用することはできません。また、国境離島交付金を活用しているため、国境離島島民運賃割引カードの利用者も当然ながら対象外となります。

Q6. クーポン券はどこで使えるのか？

A6. 長崎県観光連盟の取扱加盟店に登録するホテル・旅館・民宿などの宿泊施設、料亭・食堂・居酒屋などの飲食店、バス・タクシー・レンタカーなどの交通事業者で利用できます。

Q7. 行っ得！長崎のしまクーポン券は、お土産品などには使えないのか？

A7. 取扱加盟店は宿泊施設、飲食店、交通事業者に限定します。お土産品を対象とした場合、タバコやジュース、日用品などとの区分が不明確となるため、対象とすることができません。

Q8. 行っ得！長崎のしまクーポン券は体験プログラムに使えないのか？

A8. 取扱加盟店は宿泊施設、飲食店、交通事業者に限定しているため、体験プログラムに使うことはできません。体験プログラムには、「わくわく乗船券」に付く体験クーポンをご利用ください。

Q9. 「わくわく乗船券」の体験クーポンは宿泊や飲食等に使えないのか？

A9. 「わくわく乗船券」の体験クーポンは長崎県しま旅滞在促進事務局に登録している体験プログラムにしか使うことはできません。利用できる体験プログラムは長崎県観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」に掲載していますので、ご確認のうえ、ご利用ください。

Q10. クーポン券が利用できる施設、店舗はどうやって知ることができるか？

A10. 長崎県観光連盟のホームページ「ながさき旅ネット」内に取扱加盟店一覧を掲載します。取扱登録店舗数については随時更新しますので、最新情報をご確認ください。また、店舗側には対象であることが見てわかるように「のぼり旗」を掲出します。

Q11. クーポン券はどこで入手できるのか？

A11. 長崎県観光連盟がクーポン券交付及び精算業務を委託する事業者が利用者か

らの申請を受けて交付します。申請交付の場所及び営業時間等は以下のとおり。  
なお、今回の事業においては、限られた予算をクーポン券に充てるため、交付窓口の営業時間を以下のとおりとしています。営業時間終了後に来島した方は、事業目的をご理解のうえ、翌日の営業時間内に交付申請をお願いします。

	交付場所	住所	営業時間	連絡先
対馬市	(株)対馬活性化事業会	厳原町国分 1351 番地	9:00～ 19:00	(株)対馬活性化事業会 090-6018-5951
	対馬空港ターミナル内	美津島町雞知乙 440 番地	8:30～ 16:30	
	比田勝港国際ターミナル内	上対馬町比田勝 958 番地 16	9:00～ 17:00	
杵岐市	郷ノ浦港観光案内所	郷ノ浦町郷ノ浦 281-24	9:00～ 17:30	0920-47-2345
	芦辺港フェリーターミナル1階 観光案内所	芦辺町箱崎中山舂 2575-22	9:00～ 17:30	0920-45-2833
	印通寺港フェリーターミナル1階 観光案内所	石田町印通寺浦 196-20	9:00～ 17:30	0920-44-5401
五島市	福江港ターミナル1階 五島市観光協会 売店	東浜町2-3-1	8:30～ 17:00	0959-72-2963
新上五島町	有川港ターミナル1階 観光案内所	有川郷 578-48	8:30～ 17:00	0959-42-3236
	奈良尾港ターミナル1階 観光案内所	奈良尾郷 728-49	8:00～ 17:00	0959-44-0944
	鯛ノ浦港ターミナル内	鯛ノ浦郷 209-1	鯛ノ浦港に到着する定期便の利用者のみの交付対応となります。交付時間は、船到着後1時間（最終便は同30分）	0959-42-3939
小値賀町	小値賀港ターミナル1階 観光案内所	笛吹郷 2791-13	6:30～ 18:00	0959-56-2646(9～18時)
佐世保市 宇久町	宇久平港ターミナル1階 観光案内所	宇久町平 2524-23	8:30～ 17:30	0959-57-3935

Q12. クーポン券の申請交付、使用期間は？

A12. 令和2年8月1日から申請交付、利用することができます。終期は令和3年2月28日までですが、予算上限に達した時点でクーポン券の交付を終了することがあります。また、使用期限は交付日から4日間です。使用期限を過ぎたクーポン券は利用することができませんので、ご注意ください。

Q13. クーポン券は無料なのか？（販売ではないのか？）

A13. 販売するものではなく、交付要件を満たされた方からの申請により交付するもので、クーポン券を取得すること自体に金銭を伴うものではありません。交付の要件については、Q2をご覧ください。

Q14. クーポン券の交付に冊数などの制限はあるのか？

A14. 現地での体験プログラムが組み込まれている「しま旅旅行商品（フリープラン）」、「わくわく乗船券」の利用者に対して、1人1泊あたり1冊（5,000円分）のクーポン券を申請により交付します。一度の旅行で申請できる冊数は最大3冊（3泊分）までとなります。

※対馬市では上記に加え、体験付き宿泊プランのオンライン予約決済者も交付対象付者となります。

Q15. クーポン券に使用期限はあるのか？

A15. クーポン券の交付日から交付日を含めて4日間が使用期限となります。使用期限を過ぎたクーポン券は利用することができませんので、ご注意ください。

Q16. クーポン券を期限内に使用できない場合はどうなるのか？（使用期限内に使い切れなかったクーポン券はどうすればよいのか？）

A16. 使用期限を経過したクーポン券は使用することができません。使い切れなかったクーポン券はお客様において処分してください。なお、未使用クーポン券の換金等はいりません。また、クーポン券の換金や譲渡、転売などは不正行為にあ

たりますので、行わないでください。

Q17. クーポン券の交付を受け、一度、本土に戻り再来訪した場合にもクーポン券は使用できるか？

A17. 使用期限を過ぎたものは利用することができませんが、使用期限である交付日から4日以内であれば再来訪時であっても使用可能です。また、二度目以降の来訪時も交付の要件である「しま旅旅行商品」など体験付きの商品を購入する者であれば何度でも申請交付は可能です。ぜひ、何度も訪れていただき、しま旅旅行商品など島での体験プログラムを通じて様々な魅力に触れてみてください。

Q18. クーポン券の事前予約はできるか？

A18. 事前予約はできません。必ずクーポン券申請交付窓口での申請を行ってください。なお、申請交付の要件である「しま旅旅行商品」など体験付きの商品を購入した者であれば申請交付を行うことができますが、それらを購入する者であっても予算上限に達した場合は、クーポン券の交付は終了となりますので、ご容赦ください。

※「わくわく乗船券」の購入をもって、クーポン券の交付をお約束するものではありません。

Q19. 電話やインターネットなどでクーポン券の申請ができないか？

A19. できません。申請交付窓口での申請者の復路行程や宿泊、本人確認などの手続きが必要なため、必ず申請交付窓口にて申請のうえ交付を受けてください。

Q20. 申請の際に必要な手続きは？

A20. 申請交付要件である「しま旅旅行商品」など体験付きの商品を購入した者は申請交付窓口で「行っ得！長崎のしまクーポン券交付申請書兼同意書」に必要事項を記載のうえ申請し、交付を受けることができます。それぞれ商品によって取扱が若干異なるため、その具体的な取扱は次のとおりです。

1) しま旅旅行商品（フリープラン）の購入者

- ・対象の旅行商品を購入した際に、航路又は航空路チケットや旅行に関する取引条

件説明書面等と一緒にクーポン券の「引換券」と「行っ得！長崎のしまクーポン券交付申請書兼同意書」が旅行会社から渡されます。旅行前に必要事項をご記入ください。

- ・島に到着後、「引換券」を持ってクーポン券申請交付窓口へ行ってください。
- ・申請交付窓口で「行っ得！長崎のしまクーポン券交付申請書兼同意書」と「引換券」により申請してください。
- ・申請時に復路の航路又は航空路チケット、身分証明書（代表者のみ）を提示いただき、確認を受けてください。
- ・以上の確認がとれましたらクーポン券を交付します。

## 2) 「わくわく乗船券（体験クーポン付き往復乗船券）」の購入者

- ・各航路の乗船券販売窓口（長崎港、佐世保港、博多港、唐津東港）で「わくわく乗船券」を購入してください。

※「わくわく乗船券」には、①クーポン券の「引換券」付きと、②クーポン券の「引換券」なしがあります。①は先着順で販売（事前予約不可。販売枚数に上限があります。）します。販売する際、「行っ得！長崎のしまクーポン券交付申請書兼同意書」を販売窓口にてお渡ししますので、クーポン券の交付申請前に必要事項をご記入ください。なお、「引換券」はクーポン券の交付申請を行うまで「わくわく乗船券」から離さずにお持ちください。

※クーポン券は予算上限に達し次第、その交付を終了します。「わくわく乗船券」の購入及びクーポン券の「引換券」をもって、クーポン券の交付をお約束するものではありません。

- ・島に到着後、クーポン券申請交付窓口へ行ってください。
- ・申請交付窓口で「行っ得！長崎のしまクーポン券交付申請書兼同意書」と「引換券」により申請してください。
- ・申請時に、「わくわく乗船券」の冊子、復路の航路チケット、身分証明書（代表者のみ）を提示いただき、確認を受けてください。
- ・以上の確認がとれましたらクーポン券を交付します。

## 3) 体験付き宿泊プランのオンライン予約決済者（※対馬市のみ対象）

- ・オンライントラベルエージェント（例：じゃらん、楽天、るるぶ等）や宿泊施設独自の宿泊予約サイトで対馬での体験付き宿泊プランをオンライン決済により購入してください。

※対馬への交通手段は別途個人手配となります。

- ・対馬到着後、クーポン券申請交付窓口へ行ってください。
- ・申請交付窓口で「行っ得！長崎のしまクーポン券交付申請書兼同意書」により申請し、オンライン決済したことを証明するスマートフォンの画面等、復路の航路又は航空路チケット、身分証明書（代表者のみ）を提示いただき、確認を受けてください。

- ・以上の確認がとれましたらクーポン券を交付します。

Q21. 体験付き宿泊プランのオンライン予約決済の申請時の確認について、予約完了画面の提示でもいいのか？（※対馬市のみ対象）

A21. 予約完了画面の提示だけではクーポン券を交付することはできません。クーポン券の申請交付には対馬での宿泊と体験実施が要件となります。予約完了していてもその後のキャンセルが可能のため、オンライン予約による決済が完了していることを確認させていただきます。

Q22. クーポン券の申請交付は代理でも可能か？

A22. 旅行者ご本人の交通チケットや宿泊等の状況を確認させていただくため、代理での申請交付はできません。ただし、家族などグループ旅行の場合は、代表者がまとめて申請することは可能です。

Q23. クーポン券の利用対象とならないものは？

A23. 取扱加盟店以外での消費は対象となりません。取扱加盟店であっても宿泊、飲食、交通サービス以外は対象となりません。具体的には不動産、金融商品、たばこ、商品券、プリペイドカード等の換金性が高いもの、国税、地方税及び使用料などの公租公課、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務などが対象となりません。詳しくは、長崎県観光連盟にお問い合わせください。

Q24. クーポン券の転売や譲渡はできるのか？

A24. クーポン券は旅行者ご本人の申請に基づき交付するものです。他人への転売や譲渡は一切できません。また、現金と引き換えることもできません。

Q25. クーポン券の盗難や紛失等について何らかの保証はあるか？



A25. クーポン券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者（長崎県観光連盟）は一切の責を負いません。

Q26. クーポン券が汚損した場合の取扱は？

A26. クーポン券面の面積が5分の4以上であれば利用することは可能です。1枚であることが確認できないものは利用することができませんので、ご注意ください。

Q27. クーポン券を使う前に冊子から切り離してしまった。使用は可能か？

A27. クーポン券の裏面に記載しているとおり、無効となります。

Q28. クーポン券が利用金額に満たなかった場合、お釣りはもらえるのか？

A28. お釣りを出すことはできません。なお、逆にクーポン券の券面金額で不足する場合には、現金等で追加してお支払いください。

Q29. クーポン券は5,000円を一度に利用しないといけないのか？

A29. クーポン券は1冊5,000円ですが、1,000円の5枚綴りとしています。そのため、1,000円単位で複数の消費に利用することは可能です。

Q30. 偽造と疑わしきクーポン券の利用があった場合の加盟店の取扱は？

A30. 明らかな偽造クーポンであれば加盟店は受領することができません。加盟店においては受領することなく、長崎県観光連盟へ報告してください。

Q31. 家族で旅行する場合、小人もクーポン券の申請交付対象となるか？

A31. クーポン券の交付要件となる「しま旅旅行商品」フリープランの利用者、「わくわく乗船券」の利用者に該当するのであれば、小人もクーポン券の申請交付対象となります。

※対馬市では上記に加え、体験付き宿泊プランのオンライン予約決済者も交付対象となります。

Q32. 体験付き宿泊プランのオンライン予約決済の申請時の確認は、日本語以外の海外サイト（外国語表記）でも対象となるのか？（※対馬市のみ対象）

A32. 今回の取組は国内旅行者向けの施策になります。現地で体験付き宿泊プランの決済が終了していることの確認を要します。そのため、現地で内容確認ができない海外サイト（外国語表記）は対象とすることはできません。

※外国人の利用を制限するものではありません。日本人以外の方の利用であってもオンライン決済の内容確認ができるものは当然ながら対象となります。

Q33. 深夜便で来島する場合、クーポン券の交付はしてもらえるのか？

A33. 以下の定期便を利用して来島する場合、クーポン券交付は以下の例に沿って行います。（出発時間は7月時点。変更の可能性あり。）

なお、クーポン券の交付場所等については、Q11をご覧ください。

<定期便>

- ①九州郵船 00時05分博多発→同日2時15分壱岐（芦辺）着
- ②九州郵船 00時05分博多発→同日4時45分対馬（巖原）着
- ③九州郵船 22時30分博多発→翌日4時20分対馬（比田勝）着
- ④野母商船 23時45分博多発→翌日着（宇久、小値賀、青方、奈留、福江）

<クーポン券交付>

①又は②の利用者

例：往路乗船日8/1、復路乗船日8/3の場合

→島での宿泊は8/1、2の2泊として扱います（クーポン券2冊）

③又は④の利用者

例：往路乗船日8/1、復路乗船日8/3の場合

→島での宿泊は8/2の1泊して扱います（クーポン券1冊）

※対馬市内宿泊の場合はクーポン券の交付冊数は2倍になります。

※「わくわく乗船券」の表面に押印している日付は乗船券の発券日（往路乗船

日)です。

Q34. 国のGoToキャンペーンの地域共通クーポン券との併用はできるのか？

A34. 併用は可能です。観光庁が公開しているGoToトラベル事業に関する「よくあるご質問」では、GoToキャンペーンと地方公共団体が独自に展開するキャンペーンの事業実施期間が重なる場合、国としては併用を妨げるものではないとの見解が示されています。

Q35. 国のGoToキャンペーンの概要は？

A35. 国内旅行を対象に宿泊、日帰り旅行代金の1/2に相当する額を支援するもので、1人1泊当たり2万円が上限（日帰り旅行は1万円）となっています。

支援額のうち、7割程度は旅行代金の割引に、3割程度は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。

旅行会社が販売する宿泊と交通がパッケージとなる旅行商品が割引支援の対象となりますが、利用者が直接、宿泊施設に予約する（個人手配）場合の宿泊料金も割引支援の対象となります。

※個人で手配する交通は割引対象外となっているため、「わくわく乗船券」自体は国のGoToキャンペーンの割引対象外となります。この場合、個人で手配する宿泊については、GoToキャンペーンの割引対象となり得ます。

Q36. 国の「GoToキャンペーン」との併用する場合、「しま旅行商品」や「わくわく乗船券」はどのように割り引かれるのか？

A36. 国のGoToキャンペーンでは、

「しま旅旅行商品」の場合は、旅行代金の1/2相当額の支援があり、うち7割が旅行代金の割引、3割相当の地域共通クーポン付与となるものと考えられる。

「わくわく乗船券」の場合は、離島地域への乗船券が個人で手配する交通にあたるため、割引対象外となることから、別途個人で手配する宿泊料金の1/2相当額が割引支援の対象となるものと考えられます。

※なお、国のGoToキャンペーンは、当初7割相当の旅行代金の割引から開始し、3割相当の地域クーポン付与は一定の準備期間を必要とすることから、開始時期が9月以降になるとの方針が示されています。